

「幼児教育・保育の無償化」の認定手続き

1 「幼児教育・保育の無償化」の対象

3～5歳児クラスのお子さんの認可保育園、認定こども園、幼稚園等の基本保育料は無償となります。

認可保育園等を利用していないお子さんについても、保護者のいずれもが保育の必要性の事由に該当する場合は、預かり保育料、利用料についても下表のとおり上限額の範囲内で無償となります。

幼稚園に在籍しているお子さんの認定手続きについては、学校運営課幼稚園係へお問い合わせください。

無償化の対象施設・保育サービス				
	認可保育園 認定こども園 幼稚園(新制度移行園)	認定こども園[幼稚園機能]、 幼稚園の預かり保育 ※1	認証保育所 認可外保育施設 ベビーシッター、ベビーホテル	一時保育 病児保育 ファミリーサポートセンター事業
対象 クラス	3～5歳児クラス	3～5歳児クラス	① 3～5歳児クラス ② 0～2歳児クラス(住民税非課税世帯に限る)	
無償化 の範囲	基本保育料の全額 (延長保育料・実費徴収分を除く)	預かり保育料のうち、 月額11,300円まで ※2	利用料のうち、① 月額37,000円まで ② 月額42,000円まで	
対象	「教育・保育給付認定」 を受けていること	「施設等利用給付認定」を受けていること 『保育の必要性』が確認できる場合は無償化の対象となります。 事前に『認定申請手続き』が必要です		

※1 預かり保育を実施していない、又は預かり保育が十分な水準ではない場合（平日の教育時間を含む提供時間が8時間未満、又は年間開所日数200日未満）は、認可外保育施設等の利用料についても無償化の対象となる場合があります。（上限額は月額11,300円）

※2 預かり保育の利用日数に応じて月額上限額が異なります。[月額上限額＝日額上限(450円)×利用日数]

2 認定申請の手続き

施設等利用給付認定 [2号認定]	保育の必要性の事由に該当する 3～5歳児クラスのお子さん
施設等利用給付認定 [3号認定]	保育の必要性の事由に該当する 0～2歳児クラスのお子さん [住民税非課税世帯に限る]

必要書類

- ・ 施設等利用給付認定申請書（2号・3号認定用）
- ・ 保育の必要性が確認できる書類（父母分）等 ……裏面参照

提出先

保育課 入園・認定係 [〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1]

郵送での提出にご協力ください。窓口で提出する場合は、事前に日時を予約してください。区立子ども園に在籍している方は園への提出も可能です。

- 認定日は、認定申請日より前に遡ることはできません。
- 『保育の必要性が確認できる書類』等は、裏面を参考にご用意ください。各様式は新宿区のホームページからダウンロードできます。
- 認可保育園等の入園申込みにより、既に教育・保育給付認定を受けている方で、就労証明書等により『保育の必要性』が継続していることが確認できる場合は、施設等利用給付認定を受けているとみなし、申請が不要となることがあります。
- 認定した場合は、「施設等利用給付認定通知書」を送付します。申請時期によっては、通知が遅れる場合があります。

保育を必要とする事由（保育の必要性）と認定期間

認定申請時に提出された就労証明書（区様式）等に基づき審査し、認定します。

認定後は、年1回、現況確認として「保育の必要性を確認できる書類」等の提出が必要です。

就労(月48時間以上の就労が常態)	最長で就学前まで
妊娠・出産	出産月を中心に前後2か月
疾病・心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居親族の常時介護・看護	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
継続的な求職活動、起業準備	3か月以内
就学または職業訓練 ※	就学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間

※ 学校教育法に規定する学校等、職業能力開発促進法に規定する国又は都道府県が設置する職業訓練施設、就職又は事業開始に必要な技能を習得するための専修学校等で就学している場合に限る。

保育の必要性を確認できる書類 ※ 父・母それぞれを提出(ひとり親世帯の場合は1人分)

① 雇用されている場合 (親族経営の場合は②)	「就労証明書」※ 育児休業から復職する方は「育児休業からの復職に関する申告書」もご提出ください。 ◇ 勤務先に記載を依頼してください。 ◇ 交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付してください。 「就労状況申告書」 ◇ 在宅勤務、同伴就労の場合はご提出ください。	
② 自営業(フリーランスを含む)、会社経営、親族経営の会社で勤務している場合	「就労証明書」、「就労状況申告書」 「資格を示す書類」(開業届、履歴事項全部証明書、営業許可証等の写し) 「仕事の内容、仕事量がわかる書類」(パンフレット、会社のホームページ、受注表、契約書、請求書等の写し) 「仕事の実績がわかる書類」(源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等)	
③ 育児休業中の場合 申請児童の下のお子さんの育児休業中に引き続き保育施設を利用する場合	※ 育児休業取得前から保育施設を利用していることが要件です。 「就労証明書」(育児休業期間が記入されていること。) 「保育受託証明書」(保育施設に記載を依頼してください。)	
④ 求職活動中(起業準備を含む)である場合	就労内定 起業準備	「就労証明書」(就労予定として記入) ◇ 就労開始後に、1か月分以上の実績がわかる書類(給与明細書の写し等)の提出が必要です。
	求職活動中	「求職活動・出産要件に関する申告書」、「求職活動の状況がわかる書類」(ハローワークカードの写し等)
⑤ 出産前後である場合	「求職活動・出産要件に関する申告書」、「母子健康手帳」の写し(表紙と出産予定日のページ)	
⑥ 病気、心身の障害がある場合	「診断書(区様式・保護者用)」、「身体障害者手帳」の写し、「愛の手帳」の写し、「通所の状況を確認できる書類」等 ◇ 家庭内でお子さんを保育できない状況を証明する書類をご提出ください。	
⑦ 同居親族の介護・介護をしている場合	「診断書(区様式・介護用)」、「介護に関する申告書」、 「介護が必要な状況がわかる書類(ケアプラン等)」 ◇ 介護の理由が心身障害の場合は、「身体障害者手帳」や「愛の手帳」の写しもご提出ください。	
⑧ 就学している場合	「在学証明書」、「時間割表(カリキュラム表)」、「学校のパンフレット類」など	

状況により必要となる書類

ひとり親世帯である場合	「ひとり親世帯の状況申告書」 ◇ 離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。
外国籍の方である場合	「在留資格を証明する書類(在留カード(表裏)の写し等)」 ◇ 就労を許可されていない在留資格(家族滞在や就学等)の方が「就労」を事由として申請する場合は、「資格外活動許可」を取得している必要があります。
認可保育園等への入園申込みを行っていない場合	「保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書」

【問合せ先・提出先】 新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
電話:03-5273-4527 (直通) FAX:03-3209-2795

令和4年9月